

災害時における施設等の提供協力に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と、株式会社ベッセルが経営する福山ニューキャッスルホテル（以下「乙」という。）は、災害時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震又は風水害その他の災害により、本市域で鉄道などの公共交通機関が一晩中運行停止となった場合（以下「災害時」という。）において、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対し、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第2条 乙は、次の表に掲げる乙が所有する施設を一時滞在施設として、帰宅困難者に提供するものとする。

所在地	広島県福山市三之丸町8番16号
施設名称	福山ニューキャッスルホテル
受入場所	ロビー及び宴会場

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 帰宅困難者の受入れ
- (2) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設の一部を提供すること。
- (3) 帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に帰宅困難者が一時滞在施設を使用する必要があると認めたときは、乙に対し、その旨を文書又は口頭で要請する。一時滞在施設の使用を終了するときも同様とする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、施設の安全を確認した上で、帰宅困難者に対し、一時滞在施設を提供するものとする。この場合、一時滞在施設の開設及び運営は、乙が行うものとする。ただし、乙から要請があった場合、甲は、乙と協力して対応を行うものとする。

- 2 帰宅困難者の受入れは、原則として一晩を経過した時点で終了するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議の上、受入期間の延長ができるものとする。

3 一時滞在施設を開設した場合、甲は、市民等一時滞在施設の開設情報等の提供を行うものとする。

4 甲は、第2項の規定による帰宅困難者の受入れ終了後、なお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し退去させる措置を講じるものとする。

(使用料)

第6条 帰宅困難者がこの協定に定めるところにより、第2条の施設を一時滞在施設として使用する場合の使用料は、無料とする。

(原状復旧)

第7条 帰宅困難者が一時滞在施設を使用したことにより、当該施設又は付属施設に破損等(地震又は風水害その他の災害によるものを除く。)が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用時の事故に係る責任)

第8条 乙は、一時滞在施設に帰宅困難者が滞在したことにより、事故が発生した場合、その責任を負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から協定締結日の属する年度の末日をもって終了とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、文書をもって協定の終了の通知がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(庶務窓口)

第10条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙に合つては株式会社ベッセルにおいて処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(協議)

第11条 本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の成立を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2014年(平成26年)12月3日

甲 福山市東桜町3番5号

福山市

福山市長 羽 田 皓

乙 福山市三之丸町8番16号

株式会社 ベッセル

福山ニューキャッスルホテル

代表取締役 澁谷 誠